

3. 平成 25 年度 1 年限りの変更

当初大学側は、学年暦の変更に伴う勤務日変更を今後恒久的に大学が自由に決定できるようにするという方針の提案をしてきましたが、これを撤回させ、平成 25 年度一年限りの措置とすることで決着しました。

4. 祝日勤務日における子どもの保育・養育サービスの実施

祝日勤務日には、大学キャンパスにあるそよかぜ保育室が臨時に開園され、希望があった場合には、教職員の未就学児の保育を行なうことのできる体制を大学側が確保することになっています。そよかぜ保育室は小さな保育施設ですが、施設環境も保育者もすばらしいサービスを提供しています。財政面でそよかぜ保育室の持ち出し負担とならないようにすることも大学側に確認しておきました。

また、小学生のお子さんをお持ちで、適切な保育者が確保できない場合にも大学側に申し出てください。大学側は大学キャンパスにおいて、必要な保育者を確保して預かる体制を整えると交渉で約束しています。

5. バスの平日ダイヤでの運行、生協の通常営業の確保

交渉の過程で、平日ダイヤでのバス運行と、生協の通常営業を確保することを大学側は約束しています。